

# 法改正に伴う状況と 再投下事業等について

- 1 法改正に伴う状況
- 2 再投下事業等（県社協の事業について）
  - (1) 社会福祉法人の社会貢献活動  
「青森しあわせネットワーク」
  - (2) 青森県民間社会福祉事業職員共済事業
  - (3) ソウェルクラブ（福利厚生センター）

H30.2.21

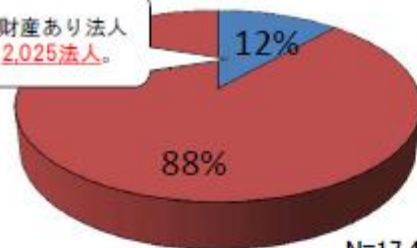
社会福祉法人青森県社会福祉協議会  
社会貢献活動推進室

# 平成29年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について

- 社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。
- 以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成29年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、本年7月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。（有効回答17,417法人／調査対象20,625法人）

## 1. 社会福祉充実財産の有無

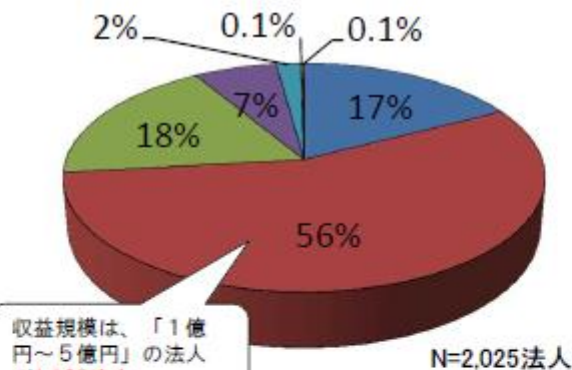
充実財産あり法人は、**2,025法人**。



N=17,417法人

- 充実財産あり 2,025法人
- 充実財産なし 15,392法人

## 2. 社会福祉充実財産が生じた法人の収益規模別法人数



N=2,025法人

収益規模は、「1億円～5億円」の法人が**1,130法人**。

- 1億円以下
- 1億円超～5億円以下
- 5億円超～10億円以下
- 10億円超～20億円以下
- 20億円超～50億円以下
- 50億円超～100億円以下
- 100億円超

## 4. 社会福祉充実計画で実施する事業の種類

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
4,116	123	120	4,359
94%	3%	3%	

## 3. 社会福祉充実財産が生じた法人の社会福祉充実計画の内容

事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	625	14%
職員給与、一時金の増額	547	13%
研修の充実	394	9%
既存事業の定員、利用者の拡充	80	2%
既存事業のサービス内容の充実	283	7%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	324	7%
既存施設の建替、施設整備	1,692	39%
その他(職員の福利厚生)	128	3%
その他(上記以外)	286	7%
合計	4,359	

改正

# 社会福祉法人による 「地域における公益的な取組」の推進について

(平成30年1月23日付け社援基発0123第1号)

## 【地域公益取組(社会福祉法第24条)】

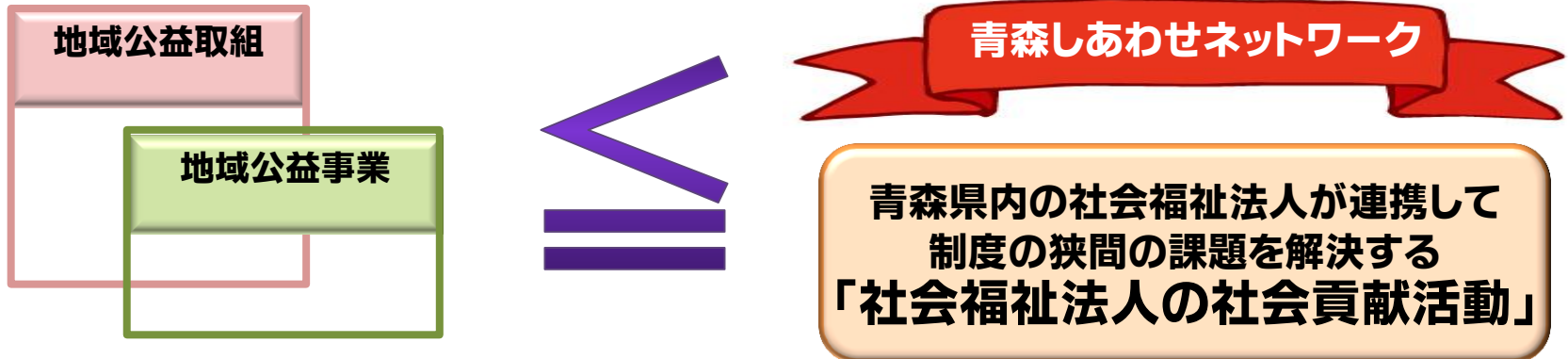
社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

### 【地域公益取組の内容は、**3つの要件**すべてを満たす必要があること】

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること  
直接的に社会福祉に関連しない事業しない場合であっても、取組の効果が法人内部に留まらず地域に及ぶものである限り該当。
- ②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること  
原則として利用者以外の者を対象。間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれる。
- ③無料又は低額な料金で提供されること  
取組の対象者から通常要する費用を下回る料金を徴収、又は徴収せずに実施することを指す。  
国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には該当しないが、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば該当。

# 複数法人連携の事業と 「地域における公益的な取組」

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、  
**複数の法人で連携して**行うことも差し支えない。



社会福祉法人の社会貢献  
「青森しあわせネットワーク」  
参加する社会福祉法人  
の会費額

NO	社会福祉法人の種類	会費額(年額)
1	入所施設(※)を含む複数施設 経営法人	1口 100,000円
2	入所施設(※)を持たない複数 施設経営法人	1口 50,000円
3	1施設のみを経営する社会福祉 法人/その他の社会福祉法人	1口 30,000円

※入所施設:社会福祉法上の第1種社会福祉事業に規定する社会福祉施設及び介護保険法上の介護老人保健施設

# 青森県民間社会福祉事業職員共済事業 (退会給付事業)

## 1 第1種共済事業

- (1) 対象者 民間の社会福祉施設等を経営する法人の有給の役職員
- (2) 掛金 ①事業主・加入者それぞれ本俸月額 $\times$ 20/1000  
(本俸月額 $\leq$ 20万円)  
②掛金は毎月拠出(毎月末日に口座引落し)  
③毎年4月1日の本俸を基本に5月～翌4月まで適用。
- (3) 退会金 ①加入者が拠出してきた掛金累計額と加入期間で算定  
②加入1か月以上から給付。

・法人として...「共済契約申込書」  
・事業所が増えたら...「共済適用事業所届出書」  
・職員を加入させる...「加入申込書」

加入する月の前月  
15日頃までに...

## 2 第2種共済事業

- (1) 対象者 第1種共済事業に加入している職員
- (2) 掛金 ①全額事業所負担で1口 10,000円  
②年度分掛金を4～14口で加入者ごとに設定可  
③掛金は年1回拠出(6月末に口座引落し)  
④口数は毎年度4月1日付けで変更可能
- (3) 退会金 掛金に $\times$ 1%を乗じた複利の積立方式

・適用させる事業所を届出...  
「第2種共済適用事業所届出書」  
・職員を加入させる...「加入申込書」の該当欄  
・口数を変更する...「掛口数変更届」

5月末日までに届出

# ソウェルクラブ(福利厚生センター)



- 1 通常コース(第1種会員)年額掛金10,000円
- 2 非常勤職員向けコース(第2種会員)年額掛金5,000円

## (1)生活習慣病予防健診費用助成

30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合の費用の助成があります  
(最大4,120円)

## (2)こころとからだの電話健康相談

## (3)クラブサークル活動助成金

※会員1人につき 1,000円助成

## (4)各種講習会(参加費無料)

※2月27日に「接遇講習会」を開催

## 会員には

- ①健康生活用品給付
- ②各種慶弔見舞金・記念品の贈呈
  - ・結婚お祝品 10,000円分の商品券
  - ・出産お祝品 10,000円分の商品券
  - ・入学お祝品 5,000円分の商品券
- ③資格取得記念品
- ④永年勤続記念品
- ⑤会員交流事業助成金
  - ※旅行お楽しみプラン  
会員本人+家族2名まで助成  
(旅行代金の半額～2万円まで)